

かがやき



目次

- 育児・介護休業法が改正されました・・・ P1、P2
- 女性のための相談ルーム24・・・ P3
- フリース舞鶴の相談案内、4コマ漫画・・・ P4

平成29年1月1日施行

育児・介護休業法が改正され、 仕事と家庭の両立がさらにしやすくなります!

企業や事業所の規模や業種を
問わず適用されます

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女が共に離職することなく働き続けることができるよう、育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)が改正されました。(詳しくはP2へ)

仕事と家庭が両立しやすい職場づくりは、企業にとっても優秀な人材の確保・育成・定着につながるなどのメリットがあります。

◆介護休業給付金(休業開始前賃金の給付割合)

被保険者の方が対象家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定の要件を満たすと介護休業給付金の支給を受けることができます。



介護休業給付金に関するお問い合わせは、お近くのハローワークへ。

「仕事と介護を両立できる職場環境」の 整備促進のためのシンボルマーク「トモニン」

「トモニン」は、仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業が使用できるシンボルマークです。

仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業は、トモニンを活用して企業アピールができます。




※シンボルマークの登録方法や活用方法は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

→ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/symbol.html



仕事と介護の両立支援

育児・介護休業法 改正のポイント

改正内容	現 行	改正後
介護休業の分割取得	介護を必要とする家族(対象家族)1人につき、通算93日まで、 原則1回 に限り取得が可能	対象家族1人につき通算93日まで、 3回を上限として、介護休業を分割して取得が可能
介護休暇の取得単位の柔軟化	1日単位 での取得が可能	半日(所定労働時間の2分の1)単位 での取得が可能
介護のための所定労働時間の短縮措置等	介護休業と通算して93日の範囲内で取得が可能	介護休業とは別に、 利用開始から3年の間で2回以上 の利用が可能
介護のための所定外労働の制限(残業の免除)	なし 	対象家族1人につき、 介護終了まで 利用できる所定外労働の制限を新設
有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和	以下の要件を満たす場合、育休の取得が可能 ①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること ②子が 1歳 になった後も雇用継続の見込みがあること ③子が 2歳 になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く	以下の要件に緩和 ①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること ②子が 1歳6か月 になるまでの間に雇用契約が満了することが明らかでないこと 
子の看護休暇の取得単位の柔軟化	1日単位 での取得が可能	半日(所定労働時間の2分の1)単位 での取得が可能
育児休業等の対象となる子の範囲	法律上の親子関係がある 実子・養子	特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も対象に追加
妊娠・出産、育児・介護休業等を理由とする嫌がらせ(いわゆるマタハラ・パタハラなど)の防止措置の新設(男女雇用機会均等法の改正)	事業主による妊娠・出産、育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い は禁止 	●左記に加え、 上司・同僚からのマタハラ・パタハラ などを防止する措置を講じることを 事業主へ新たに義務付け ●派遣労働者の派遣先にも以下を適用 ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止 ・マタハラ・パタハラなどの防止措置の義務付け

◆ 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の内容等、詳しくは、京都労働局 雇用環境・均等室(☎075-241-3212)へお問い合わせください。

女性のための相談ルーム24

「家族って？」

～ 母の存在が重い ～

前回の「相談ルーム23」に引き続き、「母娘関係」について、様々な相談を参考に構成した事例で考えてみたいと思います。



I

最近、仕事に行くのが憂うつで朝起きるのが辛くて食欲もありません。でも、こんな様子の私に向かって母は、「せっかく、いい会社に就職できたのに、そんなことでどうするの。しっかりしなさい!」と言います。

自分の辛い気持ちを伝えようとしても、母の顔を見るとビクビクして、何も言えなくなってしまう。

本当は、私自身やりたい仕事があったのですが、母の期待にそうために、母の勧める仕事に就き、一生懸命頑張ってきました。

でも、今は、そんな母の一言一言に責められているようで辛いのです。

II

相談者は、今まで母親の言うことに従い、母親の期待に応えようと、努力をして頑張ってきました。

子どもの頃から母親の思いを優先して、自分の思いに蓋をして生きてきたために、心身が悲鳴をあげ始めたようです。

心身の不調は、自分のための人生を生き直すために、体がサインを出しているのではないのでしょうか。



III

あなたは、母親から次のようなことを言われた経験はありませんか。

- お母さんは、あなたの為に言っているのよ。
- お母さんの言うとおりにしていれば間違いないのよ。
- お母さんの言うとおりにしないから、そうなるのよ。
- 私は、やりたいことも我慢してあなたを育ててきたのよ。
- 親の苦勞も知らないで、もう……。

このような言葉を受けたら、あなたはどのように感じますか。

IV

母娘関係は、女性問題の中でも、重要なテーマの一つです。

まず、考えられることとして、彼女が自分の思いを母親に伝えてみるというのはいかがでしょうか。

気持ちを言葉にして伝えれば、自分の心が少しは軽くなるかもしれません。

また、母親と少しでも分かり合えることができれば、新たな生き方の一歩が見つかることもあるでしょう。

「私らしい私」は、いつでも何歳になっても、作りなおすことができるのではないのでしょうか。

女性相談員からのメッセージ



「私の生きづらさは何なのか」「今の母娘関係を見直したい」と思われている方は、ぜひお電話ください。秘密は守ります。



フレアス舞鶴の相談事業

下記の相談事業をフレアス舞鶴(中総合会館5階)で実施しています。秘密は厳守いたしますので、お気軽にご利用ください。

相談無料

女性相談

夫婦や子育てのこと、家庭内での暴力や介護のこと、職場や近所の人間関係など、暮らしの中でのいろいろな悩みや問題について、相談者の気持ちになってお聴きします。

電話相談

〈専用電話〉…☎0773-65-0056
 〈日 時〉…月4回(第1~第4木曜日)
 午前10時~午後4時
 〈相談員〉…女性相談員(経験と学習を重ねた相談員)



面接相談(要予約)

〈日 時〉…月1回(第2水曜日)
 午前11時~午後2時10分
 1人50分
 〈相談員〉…龍田 英美子さん(女性問題カウンセラー)



★託児の利用もできます。予約時にお申し込みください。(お子様1人300円)
 ★相談日の2週間前から前日までに電話で市人権啓発推進室(☎0773-66-1022)まで申し込んでください。

カレンダー

- …面接相談
- …電話相談

※7月以降の日程は次号に掲載

2017 2月 平成29年

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

2017 3月 平成29年

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8

2017 4月 平成29年

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	1	2	3	4	5	6

2017 5月 平成29年

日	月	火	水	木	金	土
30	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

2017 6月 平成29年

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	1
2	3	4	5	6	7	8

いつ始まっていつ終わるか分からない介護

作:人権啓発推進室 画:たにりさ
 ※介護(介護予防)サービス計画書…介護保険サービス等の利用方針を定めた計画。介護サービスに関する詳しい情報は、厚生労働省ホームページ(<http://www.kaigokensaku.jp/>)まで

あなたの声をお聞かせください!

◎男女共同参画に関するお知らせや取り組みなど、皆さんの情報提供をお待ちしています!
 ◎フレアス舞鶴やこの情報誌に関するご意見、ご感想、お問い合わせは下記まで。
 ◎この情報誌の配架先を募集しております。詳しくは下記までご連絡ください。

編集発行 舞鶴市市民文化環境部人権啓発推進室啓発推進課男女共同参画係
 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地 TEL.0773-66-1022 FAX.0773-62-9891